

# 社会的リハビリテーションと 庇護授産特に善意産業について

竹内愛二

「人間社会のことがらで、人間をその最高のものに少しでも近づけようとしてること以上のものよりことがあるだろうか。善への障害として人間をその最高のものに近づけることを少しでも妨げること以上のものもっと悪いことがあるだろうか」。  
(J. S. ミル「自由について」より)。

## 1. 序　　言

今日身心障害者のリハビリテーションにおいて善意産業 Goodwill Industries は特に米国その他々の国々において、相当重要な意義と地位をもっている。本学院大学から明昭和41年に定年退職されるヒルバーン教授は本学に就任されて以来、多忙な教授ならびに伝道の事業をされついろいろな社会福祉事業を企てられ、実施されたのであるが、教授が尼崎および神戸の両市でなされた善意産業は直接身心障害者を対象としてなされたものではなかったが、わが国において、米国直輸入の善意産業が実施されたのは、このヒルバーン教授のものと、東京ではバット博士によるもの（於日暮里）とのみであって、このことはその後この善意産業が米国その他では専ら身心障害者のためのものに発展するのと同様な方向に進まずに終ったのではあるが、なおいろいろの点から興味深く感ずるので、筆者は教授退職記念の本号に寄せて、筆者が種々なる理由から特に関心をもつようになつた身体障害者の社会的リハビリテーションについて、特に善意産業との関連において考察してみたいとおもつたわけである。

## 2. ヒルバーン教授と善意産業

ヒルバーン教授が初めて日本に来られたのは1923年であるが、1928年の第一回の賜暇帰米までは、広島と尾道で伝道と教育に従事された。そして帰米後はシカゴ大学で博士コースをとつて学業を進められ、1930年に哲学博士 Doctor of Philosophy の学位を受領して、あたかも旧制大学に昇格した本学に就任されたが、彼は決して教壇に立つことのみをもつて満足せず、直ちに社会的実践に乗り出し、結核療養所や、授産を目的とした農場や、牧場の経営等にも手をつけられた。今日神戸の斎藤宗治牧師が理事長として經營されている神戸裏山の恵泉寮はこの頃の土地や、建築物や、資材を教授から引継がれてできた児童養護施設である。

教授は1920年代の世界的不況のあおりを受けた日本において、失業者が街に氾濫し、「田舎」のある者で帰郷せんとする人々、また一つの都市から他の都市へ、特に大阪・神戸両市間を職を求めて移動し、目的を達せずに浮浪者化する人々、さらに老人や、病者などまで群をなして街頭をさまよっているのをみて、教授はこれらの人々のために誰かが何とかをなさねばならぬと痛切に感じられた。特に阪神間を東往西來する浮浪者や、飢餓のために行き倒れになる人々に対して、市や県などの当局も、民間人も何ら手を下さないのをみて、教授の基督教的ヒューマニズムが彼の心中にたぎり立つのを如何ともすることができず、また教授夫人の言によれば、多くの人々が人間らし

い生活もできずにいるのに、彼らに対してそのような関心を示すものもいないのをみて、彼は母國の伝道局に補助金の申請をなしたが、その許可や送金の着くのを待ちきれず、神戸市のパルモア学院で英語を教えて得た金などをつぎこんで、尼崎市大物に無料宿泊施設を開設した。しかし彼は一夜の宿泊といえども、慈善的に恵むことを好まず、宿泊事業とともに善意産業を開始したのである。彼はこの施設にフレンド社という名称をつけた。その規約第三条によれば、

「このフレンド社の目的は不運、困惑、傷心等に悩む人々のニードにこたえ、彼らの自助を援助するための事業をなすことにある。さらに本質的な目的として、慈善的施しでなく、キリストの精神による友愛の実践をなすことにつとめる」ということになっている。

教授はこの事業を始める前に米国ボストン市で1902年に開始され、その後著しい発達をなした善意産業を視察して、大きい影響を受けていたので、このフレンド社の場合にはボストンの善意産業を模範としている点が少なくない。即ちその事業部門には(1)労働産業部、(2)教育部、および(3)奉仕救済部の三つが設けられ、ここに述べるような善意産業そのもの他に、附近の人々のための夜学を開いて、英語やその他の学課を教えたし、また病者や、老人などで労働にたえない人々の救済をもなした。

フレンド社で教授に協力した人々は、永く教授と関係のあった三、四人の人々の他は、関西学院神学部その他の基督教徒の学生たちであった。

働く者は働くという建前であるから、宿泊した人たちもマッチを売ったりもしたが、おもな仕事は彼らが集めて回った衣料その他の中古品(寄贈品)を再製・修繕したり、洗濯したりして、安い価格ではあるが販売したことである。そして宿泊者たちに賃金を払ったのである。あるとき職員の一人が四国からみの虫の袋をつぎあわせた財布か煙草入れを持ち帰って来たことがあるが、教授たちはこれにヒントをえて、宿泊者たちに尼崎市や西宮市の北郊を回らせ、アカシヤなどの木からみの虫をとらせ、一個一錢二厘で買い取った。そして倉庫がみの虫で一杯になった頃、ある日大阪

の刑務所を出た裁縫の心得のある人が来宿したので、かねて米国から取り寄せてあったシンガー・ミシンでみの虫の袋を縫い合せて、草履、ハンドバッグ、書類カバンなどの製造を始めた。

みの虫製品は好評を博し、全国からまた米国その他の諸外国からも注文が来るまでになったので、製品の販売、および中古品の蒐集や、再製品などの販売の便宜のため、神戸市内に店舗をもつことになり、神戸市生田区下山手通三丁目に「フレンド社」の看板も新らしく開店した。筆者はところ狭しと積み重ねられた家具やその他の商品の中で催された開店式に祝辞を述べたことを記憶している。

この新しい店舗の責任者は昭和四年関西学院高等商業学部を卒業した故岡崎三男氏であった。彼は熱心な基督教徒で、家庭生活および一切を犠牲にしてフレンド社のために働いた。不幸にして五年にわたる苦闘の後彼は結核にて死去、その後は夫人虎寿さんがフレンド社の名を保存しながら岡崎家具店として純然たる商業ベースで経営をなして今日に至っている。

かくしてフレンド社は神戸移転後は尼崎市での宿泊事業その他の事業は余り振わず、みの虫製品の他に古毛糸を用いたフック・ラッグと称する敷物の製造などもなしたりしたが永続しなかった。かくしてヒルバーン教授の善意産業は事実岡崎氏の死去とともに終止されたのである。のみならず教授が1941年戦争のため帰国されるときには彼の一切の社会事業は終止された。

### 3. 善意産業の起原および発達

1902年米国における深刻な経済不況が善意産業を最初に産み出したことは、ヒルバーン教授の場合とよく似ており、興味あることである。米国でのこの不況によりボストンの南部にあるモルガン記念館という社会事業施設(セツルメント)の周辺には、多くの失業者が、寒さと飢餓におそれ、着るものもなく、自暴自棄の状態で群がり、また身心障害者も街頭にさまよう者が少なくなかった。そこでこの施設の長であったヘルムス Edgar J. Helms は何よりも衣類が必要なことを

看取し、彼自ら同志数名と共に大きい布ぶくろをかついで、同市の富裕者たちの住むバック・ベイ地区を回って古着類などを集めた。しかしそれぐらいでは到底人々の必要に応じ得られなかったので、浮浪者その他の困窮者たちから目ぼしい人たちを選んで衣類の回収にあたらせた。そしてまた他の人々には集まった衣類の洗濯や、修理をなさせ、また中古家具類の修理・販売も始めた。これが今から約六十年前の世界最初の善意産業の起原である。(以上は主として Goodwill Industries of America, Inc.: Annual Report for 1961 によって述べたものである)。

1915年頃になると米国のある内国伝道局が、その一施設で「善意の家」の名称下に、ヘルムス方式の仕事を始めたが、このとき初めて善意産業ということばが使われるようになった。そして1920年までに米国内にボストン以外の七都市にこの事業が開始されていたし、その他にも広くこの方式で、老人や、身体障害者の救済にあたるようになった。1927年にヘルムスは海外旅行をなし、善意産業について説いて回った。そして1942年には、米国内で82都市、海外で6都市がこの事業をなしていた。1920年にはすでに善意産業の全国組織ができていたが、全国善意産業協会 National Association of Goodwill Industries が発足したのは1932年で、その後1946年になって現在のアメリカ善意産業法人 Goodwill Industries of America, Inc. とその名称は変更された。

1961年には全米の125都市で善意産業が実施されており、これらによって授産された人々の数は同国の全重度障害者人口 275,000人中<sup>1</sup> 50,639人であった<sup>2)</sup>。そして人々が自発的に中古品を寄贈するための布ぶくろは1,500万個に達していた<sup>3)</sup>。そしてまたその事業総額は年間443萬弗に達した<sup>4)</sup>。これに加えて米国以外の諸国でも19施設があり、それに類似のものがこの他に9ヶ所設けられていた。

かくして今日善意産業は老人や、身心障害者の救済のために不可欠の有力な施設になっている。即ち全米国にはかかるリハビリテーション事業の援助を必要とし、また利用し得る人々は、前記のことく、約275,000人あるが、そのうち米国中央

および州政府によるリハビリテーション・サービスで約100,000人、その他の民間施設で約50,000人、そしてこの善意産業で50,639人が世話をされているという点からみて、善意産業の意義・役割がいかに重要であるかということが理解されるであろう。しかしこれらの他に未だ約75,000人がこのような機会をあたえられていないということも記憶さるべきであろう<sup>5)</sup>。

なお1960年以後に発行されたとおもわれる他の印刷物によれば、善意産業に来る人々の約半数は筋骨障害者で、その他約20%が精神的・情緒的、或いは社会的障害をもつ人々、約15%が老齢者または廃疾者で、約10%が視聴覚または言語障害者である<sup>6)</sup>。

英國のオクテーヴィヤ・ヒル女史(1838—1912)の発想によって「施しでなく友を Not Alms but a Friend」というスローガンの下にかの慈善組織運動 Charity Organization Society Movement が英米に広く展開されたことは余りにも有名なことであるが、善意産業のスローガンは「慈善でなく機会をNot Charity but a Chance」であることも周知のことである<sup>7)</sup>。この主旨を意識的にヒルバーン教授がその善意産業に取り入れられたことは、わが国の社会福祉事業の歴史において、もっとも注目すべきことである。

1) H. W. Kimbrell : This is Goodwill Industries, 1962. p. 25.

2) Ibid., p. 8.

3) Ibid., p. 15.

4) Ibid., p. 10.

5) Ibid., p. 25.

6) Goodwill Industries of America, Inc.: Goodwill toward the Handicapped.

7) H. W. Kimbrell : Op. cit., p. 7.

#### 4. 社会的リハビリテーションとは

1942年に米国の全国リハビリテーション協議会 National Council of Rehabilitation はリハビリテーションを「障害者が自ら能う限りの身体的・精神的・社会的・職業的、および経済的有用性を回復することである」と定義して発表した<sup>1)</sup>が、この定義は今日もなお一般に用いられている。こ

の場合社会的ということは、身体的など他の面と並列的に扱われており、従ってきわめて狭義のものである。

ところが他方リハビリテーションに限らず、社会的ということばには、非常に広い意味も附せられている。即ちリハビリテーションということ自体日本語では社会復帰ということと同義に使われていることも多く、それはもちろん英語の場合かかる意味があるからあって、このようにいわれる場合その社会的ということは、きわめて広範な意味をもっており、たとえば個人的ということに対する社会的といわれるような意味合いのものである。即ちその内容や方法などの如何をとわず、およそ社会が企てるいかなるものでもをカバーしたものである。米国のアスデーン W. M. Usdane もいうごとく、リハビリテーションは「包括的な、科学的な企てで、各種の専門職業的サービスに焦点をあてる……」<sup>2)</sup> ところのものはすべてリハビリテーションなのである。

ところがリハビリテーションに限らず、他の種々なる社会的企図は社会福祉的なものであったり、或いは社会福祉を目指してなされる場合に、社会的だといわれることが少なくない。特に経済開発とか、地域開発などということに対比していわれるときは、このような社会福祉的含意があるようである。また社会福祉関係の人々の間では、かのような意味に使われることが多いようである。そしてこの場合何でも社会病理的現象をとらえて、その対策を考えたり、論じたりしようとするもので、それは社会的再調整とか、再適応などといった、観念的、或いは理論的には存在可能のことであるが、特殊科学、特に実証科学的には成立し得ないアプローチにおわる他はない。われわれが実際にかかる病理現象に対処するには、各種の科学の領域に属する専門的方法、技術によるほかないのであるから、このような社会福祉的、或いは社会病理学的な意味での社会的ということは、結局右に述べた第一の一般的・包括的なアプローチと余り差異のないものになり、学問的には成立しがたい考え方であるといわねばならない。リハビリテーションの場合も同様な結論に達するほかはないであろう。

最後にわれわれは社会的ということを学問的な意味で、即ち社会学的に考えることができるであろう。社会学には社会学者の数ほど多くの学説・学派があるといわれるが、近来社会学が人間の社会関係を役割の観点から考察する学問だという風に考えている人々がますます増加している。専門社会事業の領域でもっとも代表的にかかる見解を打ち出しているのはパールマン H. H. Perlman であるが、彼女は「社会的役割」という概念が自分に示されてから、社会的ということの意味を大いに理解することができるようになったと述べている<sup>3)</sup>。

筆者は人間の社会関係を制度志向的役割関係と、集団志向的役割関係との二種に大別し、主として制度的関係とその問題とを対象とするものが「福祉社会事業」であり、他方主として集団的関係に関してなされるものが「専門社会事業」であるという立場をとっている。それとともにすべて人間の社会関係はいわゆる三種の言語行為、即ち口頭的・行動的、および器官的言語行為によって展開されるとなし、制度的関係は主として行動的および器官的即ち非口頭言語行為によって、また集団関係は主として口頭言語行為によって展開される。この後者のものを利用して「臨時」に展開するのが、ケースワークその他の専門社会事業である。このことについては筆者はすでにたびたび述べているのでここではくり返さないが、特にリハビリテーションに関連しては、関西学院大学欧文紀要第14号（昭和40年11月発行）中の拙文 Importance of Social Aspects in Planning for Rehabilitation を参照されたい。

バイステック Felix P. Biestek をまつまでもなく、専門社会事業はすべて「人間尊重関係」を中心になされるものである。即ちケースワークや、カウンセリングにおいては、クライエント中心の面接、グループ・ワークにおいてはグループ・ディスカッション、またコミュニティ・オーガニゼーションや、デヴェロPMENTにおいては、いわゆる「草の根的 grassroots」住民参加を何よりも重要視するのであるが、この一事はいかに専門社会事業が「人間尊重関係」をめぐってなされるものであるかを物語るものである。

このように考えて來ると、リハビリテーションが社会的であるためには、他の身体的・心理的・技能的などの側面と同様に、或いはそれ以上に身障者を人として尊重するという人間関係面に大きい強調点がおかれねばならないことを社会学とともに哲学的にも意味することになる。

- 1) N. Scott Allan : Rehabilitation, a Community Challenge, 1958, p. 2.
- 2) W. M. Usdane: The Rehabilitation Counsellor; An Emerging Profession in the United States, Rehabilitation (British), Oct.-Dec., 1962, p. 58.
- 3) H. H. Perlman: The Role Concept and Social Casework; Some Explorations, I. The 'Social' in Social Casework, Social Service Review, December, 1961, pp. 374-380.

## 5. リハビリテーションと人間尊重 ——踏査の結果にてらして——

筆者は昨年（1965年）4月東京で開かれた第三回汎太平洋リハビリテーション会議の社会的リハビリテーション部会において研究発表をなすための資料をえたいとおもって、簡単なサーベーを行なった。以下はその結果の概要である。

本調査は昭和40年3月初旬、大阪・尼崎・西宮および宝塚の四市にある公私の身体障害者の6施設、および1団体の人々を対象として行なったものである。このうち一つの団体の会員は在宅の重度障害の人々で、この場合のみ、質問票50通が郵送されたが、その回収率は78%であった。その他の場合はみな一ヶ所に集めて回答を記入してもらったものである。これらの回答者の数は合計119名で、障害の種類別にみると

肢帯不自由者	68.7%
聴覚障害者	10.0%
視覚障害者	0.8%
無回答	14.3%

となっている。これは施設・団体の選び方によって一方に偏しており、厚生省の全国調査などの結果とは非常に異なっている。次に障害の重度においては、一種（大体介護を要する者）および二種（大体介護を要しない者）各々一級から六級にまたがっていたが、もっとも多いのが一種の二級（13.

5%）、および二種の三級（12.6%）の人々であった。次に対象者の年齢別であるが、21-30歳が46.2%，31-40歳が20.2%であり、性別では男子56.4%，女子43.6%であった。

さて質問の順に従って、調査の結果をみてみることにしよう。

### 質問1 「あなたは身障者の経済的保障年金についてどうお考えですか」

	数	%
1. 大いに助かる	13	10.9
2. 充分ではないが生活の助けになっている	23	19.3
3. 不充分だがよいりました	37	31.1
4. 何のたしにもならない	1	0.8
5. その他（記入）	43	36.2
無回答	2	1.7
計	119	100.0

第三項の「ないよりました」という回答が多いのは端的に日本の社会保障の未発達を示している。

### 質問2 あなたの育てられた家庭のしつけなり、教育についてどうお考えですか。あてはまる項目の番号を○でかこんで下さい。

	数	%
1. 両親とも溺愛的でとても可愛いがられた	10	8.5
2. 父は溺愛的で、母はきびしかった	4	3.5
3. 母は溺愛的で、父はきびしかった	22	17.8
4. 両親ともきびしかった	6	5.1
5. 両親ともに他の子供と同じように育てた	61	51.5
6. その他（記入）	13	11.0
無回答	3	2.6
計	119	100.0

即ち「他の子供と同じように育てた」というのが半数以上あるということは、障害児が何かにつけていかに敏感であり、両親などが気を使っているかということを示すものであろう。

### 質問3 あなたは身障に対して他の人たち（一般人、友人、同僚、家族）はどんな態度をもつておられますか。一番痛切にお感じのものの項目の番号を○でかこんで下さい。

	一般人 実数	友人 実数	同僚 実数	家族 実数	族 % %
1. 反感をもっている	4	2.5	0	1	1.0
2. 冷たい	20	12.6	5	3.7	3.9
3. 軽べつしている	22	13.8	2	1.5	1.9
4. 厄介物視している	15	9.4	1	0.7	1.9
5. めざわりで仕方がないような態度	9	5.7	5	3.7	0
6. 気の毒だと思っているようだ	35	21.9	39	28.9	17.5
7. あたたかい気持をもっている	21	13.3	47	34.8	34.0
8. ふつうの人と同じように考えている	30	18.9	31	23.0	35.9
9. 可哀想でたまらないといって自分には何もさせぬ	3	1.9	4	3.0	3.9
10. その他（記入）	0	0	1	0.7	0
計	159	100.0	135	100.0	103
					100.0
					128
					100.0

以上のうち1—5は好ましくない態度で、6—8は好ましい態度であるが、一般人の場合は好ましくない態度が計44.7%なのに対して家族の場合は15.6%のみであるのはむしろ当然のことである。しかし好ましい態度の側で友人が計91.4%好意的であるのに対して、家族は計84.4%と下回っているということは、家族は直ちに身障者の世話の責任を負うているということと、友人の場合はそこまでの責任がなく、むしろ家人などに対する不満等をきいてくれる程度の好意なるが故にかく高率になっていると解すべきであろう。

**質問4** あなたはご自分の身障についてどうお考えですか。あてはまる項目の番号を○でかこんで下さい。

	数	%
1. 劣等感に悩まされている	15	11.8
2. 劣等感はあるが、悩むほどではない	32	25.2
3. 劣等感はもっていない	9	7.1
4. 身障はあっても自信をもっている	38	29.9
5. 身障は私にとっていろいろ良いものを与えてくれていると思ってい	30	23.6
6. その他（記入）	3	2.4
計	127	100.0

即ち劣等感をもっているという人たちが、計37.0%あるが、それに悩まされているという人々は僅かに11.8%のみである。その上に身体障害はあっても自信をもっているという人々は約30.0%あり、また身体障害は自分にとって何かよいものをあたえてくれたというのが30人(23.6%)いた。そしてさらにsub-questionで、あたえられた“よいもの”は何であるかを聞いてもらったところ、記入した人の数は68人即ち全体の回答127の半数

以上であったが、その“よいもの”的内訳は下の如くであった。

	数	%
1. ファイトができた	15	22.1
2. 謙そな心を与えられた	4	5.7
3. 人生の悩みを知り、哲学や宗教に関心をもつようになった	13	19.1
4. 憂んでいる人の気持がわかる	17	25.0
5. 憂んでいる人たちに奉仕したい気持	18	26.4
6. その他（記入）	1	1.7
計	68	100.0

**質問5** あなたは身障者の更生自立を妨げているものは何だとお考えですか。一番妨げになつているのから順に三つの項目に1,2,3…の順位をつけて下さい。

	数	%
( )1. 親や近親者などが身障を祖先などの罪のたたりと考えていること	13	4.9
( )2. 世間でいだけ考えて外にも出さない態度	34	12.8
( )3. 身障者は家の幸福のもと（マスコット）になるという考え方	10	3.7
( )4. 世間の人も政府の人も精神的にはげますだけの態度しかもっていないこと	67	25.2
( )5. 医師やその他の専門家が研究的な態度で充分な治療をしてくれないこと	67	25.2
( )6. 機能療法や職能療法の未発達	64	23.7
( )7. その他（記入）	12	4.5
計	267	100.0

この質問には余程関心が強かったとみて、同じ人が二つ以上答えてよいのであったが267の回答がなされた。身障者の自立更生を妨げていることは政府当路者や、また一般世人も声だけの同情にとどまるとか、医師などが充分な治療をしてくれないと、また機能や職能の療法が未発達な

ことをあげている人々が多く、計64.1%に達していることは注目にあたいます。いずれにしても日本の身体障害者対策の後進性を示すものである。

**質問6** あなたは身障者の福祉について政府はどうすべきだとお考えですか。あてはまる項目の番号を○でかこんで下さい。

	数	%
1. 政府独自の立場でどんどん福祉対策を実施する	11	8.4
2. 民間各界あるいは団体などの代表者の意見をきいて政府は福祉対策をたてる	10	7.8
3. 政府は身障者たち自身の要求や意見についてよく調査研究して福祉対策をたてる	63	48.4
4. 身障者自身がよく話合って意見をまとめたり提案したことにして、政府が福祉対策をたて実施すべきだ	42	32.3
無回答	4	3.1
計	130	100.0

ここで3と4的回答が80%以上を占めているということは、回答者たちがいかに一方的な保護や、援助を望んでいないか、そしてできるだけ自分たちの運命を自分たちで切り開いていこうと欲しているかを示している。慈善的でなく自立をこそ彼らは望んでいるのである。

**質問7** あなたは「身障者は人としとうとばれる」ということをどうお考えになりますか。下の項目のうちもっともピッタリすると思われるものの番号を○でかこんで下さい。

	数	%
1. できるだけ親切にすること	8	5.2
2. 食うに困らない生活をさせてくれること	19	12.4
3. 立派に更生した身障者を表彰したり、新聞などにはめて書いたりすること	8	5.2
4. 身障者に発言の機会をもっと与えること	16	10.5
5. 身障者が自らの努力で困難や問題を解決するのを国や社会が援助すること	56	36.6
6. 身障者の福祉立法をもっと実のあるものにすること	34	22.2
7. わからない	9	5.9
無回答	3	2.0
計	153	100.0

以上の結果によれば食うに困らないようにというのは12.4%にとどまり、自らの努力をなした上に他からの援助があたえられることというのが最

大多数で56人36.6%である。その上に身障者に発言の機会をあたえよといふのが、約1割あるということは、身障者対策が彼らの存在や、努力をみとめることが重要性をもつとも雄弁に語っている。

**質問8** 身障者は他の身障者にどんな感じをもつてゐると思われますか。あてはまる項目の番号を○でかこんで下さい。

	計	%
1. 親しみを感じ話かけたくなる人が多い	33	26.7
2. 身分の身障を鏡でみたようでイヤな感じをする人が多数だ	12	9.7
3. 特別によくも悪くも感じない。普通だと思う	18	14.5
4. 好むと好まないとかかわらず助けあわねばならないと考えている人が多いと思う	56	45.1
5. わからない	4	3.2
無回答	1	0.8
計	124	100.0

さすがに身障者たちは同病相あわれむという気持ちが強いようである。しかしこれは社会が一般人と同じように対してくれないことを示しているとも考えられるのではないか。

**質問9** あなたは身障者のためには下記のうちどれが一番よいと思われますか。あてはまる項目の番号を○でかこんで下さい。二つ以上でもよい。

	計	%
1. 自分の家において、健常者と同じくらしをしたい	43	27.2
2. 授産、レクリエーション、クラブ活動などの出来るセンターのようない施設があって欲しい	62	39.2
3. 施設に住み込みたい	8	5.1
4. 身障者のためを考えた住宅（アパート等）に住みたい	35	22.1
5. その他（記入）	8	5.1
無回答	2	1.3
計	158	100.0

即ち自分の家に住むこと、そして家から身障者センターなどに通うことを大多数（66.4%）は望んでおり、施設に収容されることを望んでいる人々は僅か5.1%にすぎないし、かつ多少身障者のためを考えた住宅やアパートに住みたいという人たちが22.1%もいることは、身障者がその身障にもかかわらず、普通の人のように遇せられたいことを示すものであろう。なお参考までに身障者は

誰に相談をもちかけているか、最後の質問への回答によって知ることにしよう。

**質問10** あなたは困った問題がおこった時、誰に相談なさいますか。あてはまる項目の番号を○でかこんで下さい。

	数	%
1. 友人	34	27.2
2. 職場の同僚	2	1.7
3. お寺の住職、神官あるいは牧師	3	2.4
4. 民生委員（心配ごと相談員）	7	5.5
5. ケースワーカーまたはカウンセラー	7	5.5
6. 身障者相談員	26	20.7
7. その他（記入）	41	33.0
無回答	5	4.0
計	125	100.0

この質問に「家族の者」をも入れるべきであった。即ち第7のその他という項に答えた41名のうちの大多数が家族の者と記入しているのである。また友人というのが27.2%の多数に達していることも注目すべきである。他方ケースワーカーやカウンセラーの如き専門家という答は僅か5.5%で、カウンセラーについて何らかの知識をもっている人は一人もいなかった。身障者は本来の障害の他に情緒的、或いは人間関係の面で、少なくとも健常者と同等、或いはそれ以上にいろいろな問題をもっているであろうのに、このような面での専門的対策は今なお全く未開拓の状態にあるのである。

## 6. リハビリテーションの未来像

人間は人として尊とばれるという民主主義の哲学を社会的リハビリテーションの立場から考えた場合、それは民主主義社会の維持と発展に貢献する、またその責任を負う人間の開発ということを意味し、それが社会的リハビリテーションのもっとも中心的原理となるべきであろう。

今日内外の身障者たちの間では、彼らは「税金の消費者でなく、税金の支拂者になりたい」ということがいわれている。もちろん社会保障や、社会福祉は何ら慈恵的なものでなく、国家社会の義務であり、また国民の権利である。しかしながらすべての国民が自己の住む共同社会のために何ら

かの役割をはたし、かつその向上発展のために貢献したいという切実な願いをもっているということは、人間存在価値に関することであって、右に述べた税金に関する言は、かかる人間価値の尊重と実現に対する切実なる要求の象徴的現われであると考えるならば、それはまことに意義深いものをもっているといわねばならない。

善意産業が主として米国で発達し、大きい業績をあげ、また世界の各地にアメリカ善意産業法人の代表者が派遣されて善意産業の普及発達に努力していることは事実である。即ち1961年度には善意産業施設は北米に130ヶ所、カナダとオーストラリアを主とする他国で8ヶ国に設けられていた<sup>1)</sup>が、その後上記の法人はその代表者をアルゼンチナ、ボリビア、コロンビア、グァテマラ、およびレバノンの5ヶ国に派遣して、善意産業の開発の指導をなした<sup>2)</sup>。このことから考えても善意産業が今もなお有力な運動をなしていることがうかがえるのである。

しかしながらリハビリテーションの全体は、善意産業自体が表明しているように、「慈善から機会」への方向を進んでいるのであって、この点からいと、善意産業が自ら標榜するところにもかかわらず、人々の善意にすがり、中古品の寄贈を受けているところに、なお慈善的性格を脱しきれないものをもっているということをわれわれは問題にせざるを得ないものである。

善意産業は共同募金に似た面があって、社会福祉的性格をもち、またかかるものとして先駆的役割をはたしたともいえるのであるが、今やりハビリテーションは、人々の善意に依存することによって、身障者たちの福祉よりも、善意を示す人々の自己満足という面に重点が置かれる傾向があり、従って障害者の真の福祉を重視し、また彼らを人として尊とぶという点からいって問題なしとしない面がある。

この点からわれわれは必然的に障害者にその権利として、彼らがその障害を克服して普通人と同様に生存競争裡に復帰する機会をかち取るように援助する施設、或いは事業に目を向けねばならなくなる。

このような新しいリハビリテーション事業は、

いわゆる庇護授産所 *sheltered workshop* といわれるものであるが、今その主催者の別によって、米国型ともいべき主として民間人によるものと、他方英國型に属する、即ち政府自らが運営するかのレンプロイ (Rehabilitation Employment. の略称と思惟される) とに大別できるであろう。日本には国立のものが8ヶ所(収容定員総数1,280人)、都道府県立のものが73ヶ所(収容定員総数約3,700人)、市町村並びに法人立のものが28ヶ所(収容定員総数1,270人)ある<sup>3)</sup>。

まず米国型の即ち民間のものであるが、米国では全庇護授産所の78%は民間のもので、政府運営のものは残りの21%のみである<sup>4)</sup>。そのもっとも先駆的な例として、ニューヨーク市のヴィスカーディー H. Viscardi が主宰する能力社 Abilities, Inc. がある。この事業についてはヴィスカーディ著「われらに道具をあたえよ Give Us the Tools」1959 がすでに邦訳されて(赤井和夫)、「敗北を知らぬ人々」という書名で刊行されている(ダイヤモンド社)し、また昨年秋のNHK現地ルポルタージ「可能性を求めて」によても紹介されている。要するにこの事業は今から僅か13年前に開始されたものであるが、現在相当重度の身障者(大部分車椅子で仕事している)約500人が働いており、工場はすべてデュラルミンの美しい建築物で、その年産は300万弗に達し、利益はあげて人間資源開発研究所の事業に用いている。これは決していわゆる施設でなく企業の範疇に属するものである。

他方英國型のものの代表的なレンプロイは1945年英國議会を通過した法律によって発足したもので、1956年英國各地約90ヶ所に設けられていたが、その職種による分類は下記の如くであった<sup>5)</sup>。

職種	工場数
家具製造	20
木工一般	17
ボール箱製造、印刷、製本	12
保護衣布縫製	12
機械作業	9
編物	7
食品貯蔵・検査・梱包	7
整形外科器具製造及び皮作業	7
計	91

レンプロイは創設の1945年度に7,000 ポンド、1956年度には2,528,000 ポンドの政府援助金をえて運営されていたし、その運営は全く種々なる法律に規制されてなされているが、しかもその組織は民間会社のものに非常によく似たもので、我国の公社・公団の如きものようである。そして最初から「慈善は(この)会社にとって何らの意味もなく、……できるだけ普通の商業的経営方式によって運営……」されている。そして回復した者はどしどし普通の産業に雇用される。またその製品の販売の面でも「一般大衆の同情に訴えず、実力で販売することが目標とされて」いる。

このレンプロイ事業の推進には、英國における完全雇用の国家政策がそれを強く裏打ちしているし、具体的には雇用者20名以上の企業は3%以上の身体障害者を雇用せねばならないという1944年の身体障害者(雇用)法がそれを力強く支えているのであるが、このレンプロイの一大特徴とするところは、それが「会社」や一般商業にできるだけ近い方式で運営されているところにあるといえよう。

われわれは善意産業、米国型の身障者自らによる自営的企業、および英國型のレンプロイについて眺めたのであるが<sup>6)</sup>、そのいずれもが、そのままで一般企業に吸収できない比較的重度の身障者を対象とするものであり、しかもこれら善意産業や、米国の能力社においても、また英國のレンプロイの如き庇護授産事業もいずれもその機能には「一時間と恒久的 transitional and extended<sup>7)</sup>」の二大別があり、また重度障害者でもできるだけ普通産業に移すことを目指として運営るべきことが期待されている。米国型のものでも例えば善意産業の建物のための資金を募集したとき応募者のもっとも強い動機は、雇用されている人々を普通の生産企業労働者に仕立てることであった<sup>8)</sup>。従って身体障害者のリハビリテーションは以上述べたような、いわゆる庇護授産所で身障者たちがいつまでも世話になっていることではなく、普通の産業や企業に復帰して普通の即ち健常者たちに伍して勤労生活をなすことでなければならない。この点では米国の能力社が500人の身障者のみによる企業を形成し、かかるものとして、

いつまでも運営をつづけていくものとすれば、問題視せざるを得ない。もちろん重度の障害者には恒久的な庇護授産の重要性は充分みとめられることではあるが。

われわれ日本人は何ごともハッキリしたレッテルをはりたがる傾向が強いようである。これは特に社会福祉の面で著しいようであるが、その原因として考えられることの一つとして、わが国は社会福祉の面で後進的であるために一言をかえていうと、未だに慈惠的な考えが残存しているために一何ごともまず名称や、外面をハッキリしたものにしたい願望があるようである。わが国で社会福祉の施設は少なくともサンプル的にその数や種類が多くかつ建物の立派なこと、しかも他方設備、人事その他の内容においては、外觀に伴なわないものが少ないとする事実は、以上のことにつき因するものではないであろうか。今このことについて詳論している余裕はない。ただ「もはやわれわれが障害者を特別の人間として貼紙をはって差別して、即ち救済の対象者と考える時代は過ぎ去っている」<sup>9)</sup>ということ、および「リハビリテーションのために特別の施設等をつくるのではなく、全科病院などの一部として、専門の部門を設け、むしろ、患者入院の最初から、彼の全面的、即ち身体的・心理的、および社会・経済的リハビリテーションを試みて地域社会に復帰せしむべきである」<sup>10)</sup>といわれていることをここに引用して、リハビリテーションの今後進むべき道を少しでも明らかにしたいとおもう。

ここで当然問題になるのは一般産業における身体障害者の雇用のことであるが、英國では前記したように1944年の身体障害者（雇用）法で20名以上雇用の企業の全従業員の3%以上に身体障害者を雇用せねばならないことになっているのに、日本では1%だけ、しかもこの法律は罰則もない「促進法」、即ち単なる精神規定的なものに終っているということを指摘せねばならない。わが国のリハビリテーション事業が一日も早く慈善事業的施設の性格を脱して、身体障害者の大多数の人々が、その障害を克服して、健常者と一般社会で生存競争をなし得るような時代を来たらせるため国家も国民も、身障者たち自身も大いに努力せ

ねばならない。

- 1) Goodwill Industries of America, Inc.: Annual Report for 1961, p. 9.
- 2) Dept. of Economic and Social Affairs, United Nations, Summary of Information on Projects and Activities in the Field of Rehabilitation, 1963.
- 3) 日本肢体不自由者リハビリテーション協会：日本におけるリハビリテーション、1965、附録。
- 4) Rehabilitation (U.S.), May-Jan., 1964, Directory, p. 67.
- 5) レンブロイに関しては専ら肢体不自由者厚生援護会編：身体障害者の厚生指導、昭和36年（謄写資料）中(2)レンブロイ、英國における重度障害者の庇護雇用の実験、pp. 86-95 によっている。
- 6) 猶北欧特にスカンジナヴィヤ諸国における協同組合方式による庇護授産事業は非常に興味あるものであるが、このことについては別に改めて研究することとした。
- 7) P. L. Trevethan: The Winds of Change-A View of the Future, Rehabilitation (U. S.), Jan.-Feb., 1965, p. 52.
- 8) R. E. Watkins: Self-Scrutiny for the Workshop Director, Rehabilitation (U. S.) Jan.-Feb., 1965 p. 44.
- 9) R. T. Trevethan: Op. cit., p. 54.
- 10) Lord Cohen of Birkenhead: Liverpool and the Resurgence of Rehabilitation, Rehabilitation (British), Oct.-Dec., 1961, p. 11.

## 7. 結 語

ヒルバーン教授は今日われわれのいう専門社会事業家ではない。彼は優れた社会思想の学徒であり、教育者・伝道者であったが、しかも忠実な基督者としての社会正義感から、やむにやまれず、日本で最初の善意産業を開始し、運営された。筆者は今日社会事業に従事する者の間に单なるサラリーマンとしてこれをなしている者あるをみて、特にこのことの重要な意義を痛感するものである。

しかしヒルバーン教授は、ただ情熱にまかせて行動されたのではなく、ボストンの善意産業を自ら観察し、またそれについてできるだけのことを研究されたことは、フレンド社の規約や、往復書信や、或いは彼の追憶談によって明らかである。故にこの善意産業がもっと永続したならば、米国のように老人や身体障害者のためのものに発展し、日本の独特のカルチャーや風土の中でおもしろいものになったかも知れない。その後故ベ

ーツ院長などの切なる希望にもかかわらず、当時関西学院社会科が専門の社会事業家の養成に進み得なかったこと、ヒルバーン教授たちがこの種の事業において、あまり発展が見られなかつたこととのあいだに何らかの関係があつたかも知れない。あたかも本文脱稿の日（12月15日）故河上丈太郎氏を追悼する特別チャペルがもたれ、筆者は感慨深いものがあるが、さらに善意産業を東京に開始したのがバット博士であるということと、また岡山花畠ではアリス・アダム女史が、また東京では日暮里でブライス氏が、日本政府も国民もかえりみなかつたいわゆる「無藉」の児童のために小学校を開設したことなどと思いあわせて、特に感慨無量である。

本論文において考察したところによつて、身体障害者のリハビリテーションが特にその社会的・社会学的面からいって、まだまだ開拓の余地の多

いものであることを知つた。日本でも理念的には断片的ながらいろいろ論じられているが、未開拓・未分化の面が多く残されており、特に日本においては（本論文では日本の場合に余りふれることができなかつたが）、まだまだ慈惠的な雰囲気が全体をおおつているようである。

ともかくもわれわれは、理想だけにとどまらず、何らかの具体的形で庇護授産事業をもちつづけねばならないし、また庇護授産事業にはそれ独特の役割もある。しかしいかなるものであろうとも、リハビリテーションは身障者を「その最高のものに近づける」ものであり、たとえ善意的なものであろうとも、少しでも人間を「その最高のものに近づけるのを妨げるもの」であつてはならないという冒頭に掲げたミルの言を社会福祉に關係する者すべてがよく玩味する必要があるとおもう。